# 排水設備指定工事店の申請について

## 排水設備指定工事店の登録について

中新川広域行政事務組合では、排水設備工事に指定工事店制度を設けており、中新川広域行政事務組合の下水道に係る排水設備の工事は、管理者が指定する業者でなければ行うことができません。

「中新川広域行政事務組合排水設備指定工事店」の指定を受けるための手続きは、次のとおりです。

## 新規申請について

随時受け付けております。

※手続きに必要な書類等はこちらをご覧ください。

## 更新申請について

有効期限を迎える方は、指定された期限内に手続きをお願いします。

※手続きに必要な書類等はこちらをご覧ください。

## 変更の届出について

指定工事店として届け出た内容に変更が生じた場合、速やかに変更の手続きを行ってください。

必要な書類を揃えて、当組合に提出してください。

※手続きに必要な書類等はこちらをご覧ください。

## 再交付申請について

指定工事店証をき損又は紛失した場合、直ちに再交付の手続きを当組合で行ってください。

【必要な書類】

〇指定工事店証再交付申請書（様式第８号　ＰＤＦ形式）

〇指定工事店証（き損した場合）　※原本

## 廃止等の届出について

指定工事店を廃止・休止・再開した場合、直ちに届出書を当組合に提出してください。

【必要な書類】

〇下水道排水設備指定工事店廃止・休止・再開届出書（様式第９号　ＰＤＦ形式）

〇指定工事店証（廃業した場合）　※原本

## 申請に要する費用ついて

中新川広域行政事務組合下水道条例第５条の９に基づき、登録手数料の納付が必要です。

排水設備指定工事店指定手数料　　１件につき２０,０００円

排水設備指定工事店指定更新手数料　　１件につき　５,０００円

※上記手数料を申請時に納付してください。

## 受付時間

午前９時～12 時及び午後１時～午後４時

土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月３日）を除く毎日

## 受付場所

中新川広域行政事務組合　下水道課

## 上記申請にかかわる書類のお問合せ

中新川広域行政事務組合　下水道課　管理係

電話０７６－４６４－１３１５まで